

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）

改正案	現行
<p>第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として表示すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 商品明細表</p> <p>七 商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）の契約額等及び時価の状況表</p> <p>八・九 借入金明細表</p> <p>2 (略)</p> <p>（運用報告書の表示事項等）</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 運用状況の推移（令第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標（規則第十九条第二項に規定する連動対</p>	<p>第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として表示すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（運用報告書の表示事項等）</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 運用状況の推移（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている証券投資信託にあ</p>

象指標をいう。)の変動との連動率を表す指標を含む。)

三 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日(第五号イ及び第十二号において「前期末」という。)及び当該投資信託財産の計算期間の末日(以下この項及び第五項において「当期末」という。)現在における株式数並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間における株式の売買総数及び売買総額

四〇十一 (略)

十二 令第三条第九号に規定する商品につき、種類ごとに、前期末及び当期末現在における数量並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間における商品の売買総額

十三 商品投資等取引につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間における取引契約金額又は取引金額

十四〇二十四 (略)

二十五 投資信託委託会社が商品取引受託業務(商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう。)を行っている場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額

つては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標(規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。)(の変動との連動率を表す指標を含む。)

三 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日(第五号イにおいて「前期末」という。)、当該投資信託財産の計算期間の末日(以下この項及び第五項において「当期末」という。)現在における株式数及び当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間における株式の売買総数及び売買総額

四〇十一 (略)

(新設)

(新設)

十二〇二十二 (略)

(新設)

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十七号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十七号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十七号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6・7 (略)

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十五号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十三号に規定する投資信託財産総額に対する比率並びに同項第十五号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十五号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十五号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6・7 (略)

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間

について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)		読み替える規定
	(略)		読み替えられる字句
	(略)		読み替える字句
第五十八条第一項第十六号	第十一条第一項	第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項	

について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)		読み替える規定
	(略)		読み替えられる字句
	(略)		読み替える字句
第五十八条第一項第十四号及び第十六号	第十一条第一項	第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項	

第五十八条第一 項第二十号	う 宅地建物取引業者をい	宅地建物取引業者をい い、同法第七十七条第 二項の規定により宅地 建物取引業者とみなさ れる信託会社（宅地建 物取引業法施行令（昭 和三十九年政令第三百 八十三号）第九条第二 項の規定により宅地建 物取引業者とみなされ る信託業務を兼営する 金融機関及び銀行法等 の一部を改正する法律 （平成十三年法律第百 十七号）附則第十一条 の規定によりなお従前 の例によるものとされ 、引き続き宅地建物取 引業を営んでいる銀行 並びに宅地建物取引業 法第七十七条第一項の 政令で定める信託会社 を含む。）を含む
------------------	--------------	--

第五十八条第一 項第十八号	う 宅地建物取引業者をい	宅地建物取引業者をい い、同法第七十七条第 二項の規定により宅地 建物取引業者とみなさ れる信託会社（宅地建 物取引業法施行令（昭 和三十九年政令第三百 八十三号）第九条第二 項の規定により宅地建 物取引業者とみなされ る信託業務を兼営する 金融機関及び銀行法等 の一部を改正する法律 （平成十三年法律第百 十七号）附則第十一条 の規定によりなお従前 の例によるものとされ 、引き続き宅地建物取 引業を営んでいる銀行 並びに宅地建物取引業 法第七十七条第一項の 政令で定める信託会社 を含む。）を含む
------------------	--------------	--

<p>第五十八条第一 項第二十一号</p>	<p>不動産特定共同事業者 をいう</p>	<p>不動産特定共同事業者 をいい、同法第四十六 条第二項の規定により 不動産特定共同事業者 とみなされる信託会社 （不動産特定共同事業 法施行令（平成六年政 令第四百十三号）第九 条第二項の規定により 不動産特定共同事業者 とみなされる信託業務 を兼営する金融機関及 び銀行法等の一部を改 正する法律附則第十二 条の規定によりなお従 前の例によるものとさ れ、引き続き不動産特 定共同事業を営んで いる銀行並びに不動産特 定共同事業法第四十六 条第一項の政令で定め る信託会社を含む。）</p>
<p>第五十八条第一 項第十九号</p>	<p>不動産特定共同事業者 をいう</p>	<p>不動産特定共同事業者 をいい、同法第四十六 条第二項の規定により 不動産特定共同事業者 とみなされる信託会社 （不動産特定共同事業 法施行令（平成六年政 令第四百十三号）第九 条第二項の規定により 不動産特定共同事業者 とみなされる信託業務 を兼営する金融機関及 び銀行法等の一部を改 正する法律附則第十二 条の規定によりなお従 前の例によるものとさ れ、引き続き不動産特 定共同事業を営んで いる銀行並びに不動産特 定共同事業法第四十六 条第一項の政令で定め る信託会社を含む。）</p>

